

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

ア 業務委託名 令和6年度中部東道路計画調査業務

イ 業務内容 業務仕様書のとおり

ウ 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

エ 契約上限金額 14,707,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書(案)	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式1	参加表明書(表紙)
7	様式2	企業の実績等
8	様式2の2	企業の同種又は類似業務の実績
9	様式3	企業の業務成績
10	様式4	業務実施体制
11	様式5	予定管理技術者の経歴等
12	様式5の2	予定管理技術者の同種又は類似業務の実績
13	様式6	予定管理技術者の業務成績
14	様式7	技術提案書(表紙)
15	様式8	業務実施方針・業務フロー・工程計画・その他
16	様式9	特定・評価テーマに対する技術提案

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加表明書受付期間	令和6年11月1日(金)から令和6年11月15日(金)午後5時
事前説明会開催日	開催しない
質問書(第1回)受付期間	令和6年11月1日(金)から令和6年11月8日(金)午後5時
市HPへ回答(第1回)の公表	令和6年11月12日(火)
技術提案書等提出者選定及び非選定通知書交付日	令和6年11月19日(火)
技術提案書等提出期間	令和6年11月19日(火)から令和6年11月29日(金)午後5時
第2回質問書受付期間	令和6年11月19日(火)から令和6年11月22日(金)午後5時
市HPへ回答(第2回)の公表	令和6年11月26日(火)
技術提案書等プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年12月3日(火)午後2時～午後4時 ※上記のうち30分
受託候補者の特定日	令和6年12月6日(金)

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市 都市建設部 都市政策課 (担当:伊波、長浜)

電話 098-923-7620 FAX098-923-7604

メールアドレス toshi-seisakuka@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和5・6年度のうるま市入札参加資格者登録名簿(土木設計)に登録されている者であること。

イ 令和5・6年度のうるま市入札参加資格者登録名簿(土木設計)に登録されていない者であって、引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、国税及び納期限が到来しているうるま市税に未納がない者であること。

(3) 業務に必要とする次の条件を満たしていること。

ア 参加表明者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

平成26年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有さなければならない。

- ・同種業務：道路網整備計画検討業務かつ道路整備効果分析検討業務（同一業務内）
- ・類似業務：道路網整備計画検討業務

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村等が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする。

② 実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合はこの限りではない。

イ 配置予定管理技術者に対する要件

① 下記のいずれかの資格を有する者

[1]技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

[2]技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

[3]国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路－業務：計画・調査・設計）

[4]RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

[5]土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

② 下記のいずれかの実績を有する者

平成26年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者。

- ・同種業務：道路網整備計画検討業務かつ道路整備効果分析検討業務（同一業務内）
- ・類似業務：道路網整備計画検討業務

同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村等が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

(4) 「うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成17年告示第12号）」別表及び「うるま市庁舎等管理及び物品製造指名業者選定委員会要綱（平成30年訓令第5号）」別表（以下「指名停止措置要綱」という。）による入札参加停止期間中でないこと。また、入札参加有資格業者以外の者にあつては、指名停止措置要綱に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 共同企業体が応募した場合は、(1)、(2)、(4)、(5)、(6) はすべての構成員が満たすものとし、(3) については、代表構成員が満たしていること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

- ア 受付期限 令和6年11月15日（金）17時00分まで（必着）
イ 提出先 第1章2のとおり
ウ 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1～6）
(イ) 参加資格を確認するために必要な書類（令和5・6年度のうるま市入札参加資格者登録名簿（土木設計）に登録されていない者）
入札参加資格審査申請に準じた書類
- ・ 国税 納税証明書（証明書の日付は提出日の3ヶ月以内）
 - ・ 都道府県民税納税証明書（証明書の日付は提出日の3ヶ月以内）
 - ・ うるま市又は技術提案者が所在する自治体 完納証明書
- （証明書の日付は提出日の3ヶ月以内）

(2) 選定通知書及び非選定通知書の交付

- ア 交付場所 第1章2のとおり
イ 日 時 令和6年11月19日（火）午後2時以降
（午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）
ウ その他 電話連絡等はしない。

※ なお、郵送を希望する場合は、参加表明書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3) (2) で非選定通知を受けた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

イ 提出期限 令和6年11月26日(火)午後5時まで

(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ 提出先 第1章2のとおり

エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問は参加表明時に1回、選定通知後に1回(選定通知を受けた者のみ)まで受け付け、質問に対する回答は市HPで公表する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

【第1回】

ア 提出期限 令和6年11月8日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出先 第1章2のとおり

ウ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

(ただし、持参以外は着信確認を行うこと。)

エ 回答及び方法 令和6年11月12日(火)市HPへ回答を公表する。

オ 様式 任意様式

【第2回】

ア 提出期限 令和6年11月22日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出先 第1章2のとおり

ウ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

(ただし、持参以外は着信確認を行うこと。)

エ 回答及び方法 令和6年11月26日(火)市HPへ回答を公表する。

オ 選定通知を受けた者の質問にのみ回答する。

カ 様式 任意様式

5 参加資格の喪失

(1) 参加表明書の提出期限の日又は受託候補者の特定日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(2)等で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 参加表明書等について

1 参加表明書、その他参加表明に関する資料（以下「参加表明書等」という。）の内容

(1) 参加表明書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。各A4（JIS-P 0138）縦1枚（片面）とし、フォントは、10から12ポイントとし、上下左右に20mm以上の余白を設けるものとする。

- ア 参加表明書
- イ 企業の実績等
- ウ 企業の同種又は類似業務の実績
- エ 企業の業務成績
- オ 業務実施体制
- カ 予定管理技術者の経歴等
- キ 予定管理技術者の同種又は類似業務の実績
- ク 予定管理技術者の業務成績

エ、カ、クの同じ業種区分は以下のとおりとする。

・道路計画（道路網整備計画検討、道路・交通等現況分析、交通需要予測検討、PIプロセス・社会実験実施、事業評価、整備効果分析検討等）

2 参加表明書等の提出

(1) 提出物

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 企業の実績等（様式2）
- ウ 企業の同種又は類似業務の実績（様式2の2）
- エ 企業の業務成績（様式3）
- オ 業務実施体制（様式4）
- カ 予定管理技術者の経歴等（様式5）
- キ 予定管理技術者の同種又は類似業務の実績（様式5の2）
- ク 予定管理技術者の業務成績（様式6）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出先 第1章2のとおり

(4) 提出期限 令和6年11月15日（金）午後5時まで

(5) 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3 無効となる参加表明書等

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 虚偽の記載をした場合。
- (2) 参加表明者又は予定管理技術者の同種業務又は類似業務の実績が確認できない場合。
- (3) 予定管理技術者の技術者資格が確認できない場合。

4 参加表明書等の取扱い

- (1) 参加表明書等の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書等は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 参加表明書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 参加表明書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (7) 提出された書類は返却しないものとする。
- (8) 参加表明書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出者が負うものとする。

第3章 技術提案書等について

1 技術提案書、その他技術提案に関する資料（以下「技術提案書等」という。）の内容

- (1) 技術提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。各A4（JIS-P 0138）縦1枚（片面）とし、フォントは、10から12ポイントとし、上下左右に20mm以上の余白を設けるものとする。

ア 業務実施方針・業務フロー・業務工程・その他（有益な事項、重要事項の指摘等）

イ 特定・評価テーマに対する技術提案

- 特定・評価テーマ ルート案の検討手法について

ルート案を検討するにあたり、課題把握や分析のための手法について、過去に行った同種又は類似業務等の経験を踏まえて記載すること。

2 技術提案書等の提出

(1) 提出物

- ア 技術提案書（表紙）（様式7）
- イ 業務実施方針・業務フロー・業務工程・その他（様式8）
- ウ 特定・評価テーマ（様式9）
- エ 参考見積書・内訳書（任意様式）

- (2) 提出部数 技術提案書 8部（正本1部、副本7部）
参考見積書・内訳書 1部

- (3) 提出先 第1章2のとおり

- (4) 提出期限 令和6年11月29日（金）午後5時まで

- (5) 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3 技術提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。
- (5) 提案者を特定することができる内容（社名・人名等）の記述及び説明をしてはならない。

4 無効となる技術提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。ただし、参考見積書の提出を求めない場合は該当しない。

5 技術提案書等の取扱い

- (1) 技術提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

- (2) 提出された技術提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 技術提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 技術提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、技術提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 技術提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 技術提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第4章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 参加表明書等及び技術提案書等の審査

参加表明書等及び技術提案書等の審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第1次審査（書面審査）

- (ア) 提出された技術提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
- (イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
ただし、同評価の提出者が3者を越えて存在する場合はこの限りではない。
- (ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、第1章4(2)のとおり、書面にて通知する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

- (ア) 実施日 令和6年12月3日（予定）詳細については選定通知を受けた者に別途連絡する。
- (イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された技術提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) プレゼンテーションへの出席者は4人以内とし、うち1人は予定管理技術者とする。プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。

ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された技術提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの技術提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和6年12月6日（金）までに通知する。

3 受託候補者の公表

- (1) 受託候補者を特定した場合、速やかに市HPにおいて、参加表明書及び技術提案書の評価調書を公表するものとする。

4 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 第1章4（1）エ及び第2章2（1）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

5 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 第4章2（4）で受託候補者として特定されなかった者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

イ 提出期限 令和6年12月13日（金）午後5時まで

（午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ 提出先 第1章2のとおり

エ 様 式 任意様式

第5章 その他

1 その他

- (1) 本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。
- (2) 本プロポーザルに関する事前説明会等は開催しない。
- (3) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。